

後撰和歌集

後撰和歌集

ノートルダム 清心女子大学 古典叢書第六、七回配本「後撰和歌集」

昭和四十四年三月二十五日発行

刊行責任者

シスター・セント・ジョン

翻刻責任者

シスター・ロザリア 雑賀

発行所

岡山市伊福町二丁目十六の九

ノートルダム 清心女子大学 国文学研究室古典叢書刊行会

（振替 岡山・七二三
電話 五二一―一五五 内線五八）

印刷所

姫路市別所町印刷団地
岸本印刷株式会社

解題

杉谷寿郎

一

本書翻刻のノートルダム清心女子大学蔵・伝月樵筆本後撰和歌集は、新古今時代第一の歌人でありまた歌学者でもあった藤原定家^{一一六二—一二四一}校定本の一種であつて、通常定家無年号B類本と呼称される系統に属する本文である。この無年号B類本というのは、現存の定家本諸本のうちでは、比較的初期の段階の校定本と考えられるものであるので、定家本文の成立問題などを考える場合に、さまざまな興味ある内容をはらんでいる。そのため、本書の解題にあたっては、翻刻本に限らず、定家無年号B類本一般について考察してみたいと思うが、この系統本については、すでに、日野西資孝氏「定家本三代集解説」、岸上慎二先生「後撰和歌集の研究と資料」、小松茂美博士「後撰和哥集 校本と研究」、片桐洋一氏「後撰和歌集の伝本」^{『女子大文学』第十七号 昭和四十年十一月}などのすぐれた研究がある。それらの研究に導かれながら、その伝本、成立、本文などの諸点にわたってやや解説的に述べてみたい^{以下に引用する四氏の所説はすべて上掲の著書、論文による。}。

その前にまず、この定家無年号B類本という一群の本文が、後撰集の諸本系統のうちにあつてどのような位置を占めるものであるのかという点をみておこう。現在のところ、後撰集の諸本系統の分類は、まず基本的に定家の手を経ている定家本の系統と、それ以外の定家の手を経ていない非定家本とに大別するのが一般であるが、この分類方法は現存諸本の大半が定家校定本の系統に属するという伝本量の多寡による便宜的な基準によつており、真の系統分類とはいふ難い。しかし、諸系統本の本文成立の問題がいまだ明らかにされていない今日、諸本をその本文成立史上から系統立てることは困難であるので、余儀なくその方法を踏襲せざるを得ない。いまその分類方法に従い、定家本はその校定書写の順に、非定家本は定家本に対して遠い本文から近い本文へと列挙すれば、ほぼ次のごとくになる。

一、定家本系統

(1) 無年号本

(イ) A類本 (略称A)

(ロ) B類本 (略称B)

(2) 年号本

(イ) 承久三年五月二十一日書写本

(ロ) 貞応元年七月十三日書写本

(ハ) 貞応元年九月三日書写本

(ニ) 貞応二年九月二日書写本

(※)寛喜元年四月一日書写本

(ハ)天福二年三月二日書写本〔略称
天〕

(ト)嘉禎二年十二月二十九日書写本

二、非定家本系統

(1)二荒山本〔略称
荒〕

(2)片仮名本〔略称
片〕

(3)伝慈円筆本〔略称
慈〕

(4)承安三年清輔本〔略称
清〕

(5)堀河本〔略称
堀〕

(6)白川切〔略称
白〕

(7)慶長本〔略称
慶〕〔慶久Ⅱ久曾神本。慶内Ⅱ内閣文庫本。
慶標Ⅱ標註本。慶博Ⅱ博物館本。〕

(8)烏丸切〔略称
烏〕

(9)承保三年本〔略称
保〕

そのほか、比較的多く伝存している古筆切に胡粉地切〔略称
胡〕があり、また定家天福本の朱注などとして知られる藤原行成本〔略称
行〕がある。

このように、無年号本B類というのは、定家本にあって、年号本と相対し、しかも無年号本のうちA類本と

は別類に属する一系の本文についての呼称である。ところで、この無年号本という名称は、定家本のうち書写年時の明らかな諸本に対して、その書写年時が明らかでなく、しかも本文的に対立関係にあるところから、日野西資孝氏によって命名されたものである。その本文については、岸上慎二先生が、この無年号本は年号本よりは前期に位置するものであることを明らかにされ、さらに、小松茂美博士は、無年号本の系統に A・B・C の三系統にわたる本文のあることを提唱された。がそのうち A 系統は、岸上慎二先生が新資料によって年号本のうちの (ト) 嘉禎本たることを明らかにされ、さらに、小松博士のいわれる C 系統は「無年号本としてはもっとも早い A 時点における姿で、従って『A 類』となり」、小松博士の B 系統は「それにつぐ時点の書写で『B 類』」となり、この系統がさらに年号本の承久本へとつらなり、貞応本、天福本へと展開してゆくものであるというように、定家本の展開を位置づけられた。右の定家本の系統分類は、このような研究成果によつたものである。

三

さて、定家無年号本は、後代嫡子孫のための証本として成立したものでないためか、定家第一の証本たる天福本のように流布しなかったようで、その伝本もきわめて少ないといわざるをえない。ことにそのうち A 類本の伝本は、現在わずかに、高松宮家蔵・飛鳥井雅有奥書本〔も 2〕、同家蔵・伝後水尾院宸筆本〔メ 85〕
上巻の
み伝存、京都大学図書館蔵・中院本〔IV 79〕の、まったく直系の書写本かと想定される三本を知るのみである。

が、これに対して、B類本の方は、それでも現在のところ次の十二本を知ることができる⁽¹⁾⁽⁷⁾は小松茂美博士の「校本」と研究⁽²⁾で紹介されたもの、また

た⁽⁸⁾は岸上慎二先生の「研究と資料」で追加されたもの。なお、⁽¹⁾⁽⁷⁾の「校本」については小松茂美博士の「校本と研究」に詳しいので参照されたい。

(以下に用いる歌番号はB類本の通し番号による)

(1) 小汀利得氏蔵本

上巻のみ伝存する一冊本。鎌倉中期写。二条家流の書風を示し、伝二条為氏筆・異本貫之集の筆致に酷似する。巻末に、次項(2)掲出の奥書(A)、および(3)に掲出の奥書(B)がある⁽¹⁾⁽⁷⁾は小松茂美博士の「校本」と研究⁽²⁾で紹介されたもの、また

小松茂美博士による。未見。

(2) 武田祐吉博士旧蔵・伝龜山天皇宸翰本

上・下二冊、鎌倉中期写。上・下各巻頭に、

(A)可為末代証本之故以参議定家所令書写也

於勅物者少々加之了

とあり、また下巻末には、「わすれすはかきをくあともあはれともわかよのうちにきみしのはなん」の一首が散らし書きにされている。なお、巻三の87～95の九首を欠いている。この本は昭和二十年、戦災のため焼失してしまったが、その本文はこの系統唯一の翻刻本として、松田武夫博士の校訂によって岩波文庫に収められている。^(略称)
(岩)

(3) 高松宮家蔵・伝二条為世・為冬・为重寄合書本「特・六・11」

大和綴の一冊本。為世・為冬・为重の二条家三代の筆とされるが確証は得がたいようである。奥書類として、巻十の末に、

(B)此集奉 村上天皇 綸言 大中臣能宣

清原元輔 源順 紀時文 坂上望城

於昭陽舍選之梨帝五人
是也

があり、巻末に、

(C)或先達説云此集作者名等頗以狼藉

故者公卿三位以上多書姓名朝臣許又

女哥等多書女童名物枇杷大臣哥書

業平朝臣名此等之類後人多成不審或

以今案推而書改此事不可然只存此集之

習由不可改直歟上古事暗難決只可用

旧本説

があつて、さらに後掲六十の(9)陽明文庫本と同じ奥書が続け記されてある。本文には、①巻六・308

〜49一紙四面の補紙があり、その一オに
348〜314を補写、一ウ〜二ワは白紙②巻十二・880〜886一紙の補紙のうち一オ、
一ウあり白紙のまま③巻十四・998〜1005詞書②の紙の二オ・ウ
あり白紙のまま

の欠歌がある。(略稱
高)

(4)小汀利得氏蔵・伝二条為右筆本

下巻のみの零本で、鎌倉末期の写。巻頭・巻末に奥書(A)がある小松茂美博士
による。未見。

(5) 岸上慎二先生蔵・伝二条為重筆本

後藤新平旧蔵本で、上下二冊、筆者は二条為重一三三四一三八五と伝えられる。本文に天福本による校訂が施

されており、本文訂正のほか朱書勘注が抹消されている。本書の校異では復原して使用した。奥書類として、上下各巻頭に

(A)、上巻末に(B)、下巻末に(C)がある。また、下巻末一一五丁ウには貼紙して、

右後撰集全部者二条家中納言殿為重卿

御筆無疑者也 無双之至宝不可過之者歟

寛永四曆拾月二月

古筆了佐証之〔琴山印〕〔花押〕

とある。(略称岸上)

(6) 宮内庁書陵部蔵・家仁親王奥書本〔F 4・107〕

家仁親王一七〇三一七六七筆の拾遺集とともに奉書用紙に一包みにされている桂宮家本の一冊。筆者は奉書包

紙に「後撰集 書写 永盛」とあるが、その伝は未詳。江戸中期写。定家自筆本の再転写本たることがそ

の奥書から知られる。奥書は、一九七丁オに(C)、同ウに(A)があり左端に「百九十七丁」と記され、さ

らに一九八丁オ・ウに別筆の後掲七頁六十二種の奥書がある。(略称奥書)

(7) 日本大学図書館蔵・正平五年奥書本

上下二冊から成る柙型本で、下巻末に奥書(C)に続いて、

正平五年九月廿九日

書写畢

(花押)

翌日令読合了

とあり、正平五年^{一三〇五}の書写本なることが知られる。筆者は未詳。^(略称「日」)

(8) 京都大学図書館蔵・中院本〔6・78〕

タテ一二・四、ヨコ八・六センチの袖珍本で、一冊。表紙は綿糸桐唐草模様の緞子、題簽はない。本文鳥の子、一面十行、歌一行書き、詞書三字下りの江戸中期ごろの写。下巻末に(C)(A)の奥書があり、左端に「百九十七丁」と紙数が認めてある。(6)家仁本と書写様式が類似し、本文も例えば、62「花のかけにて」(書・京)——「はなかけにして」(岩・岸・高・日・陽・月)、512「みまくそほしき」(書・京)——「きみそこひしき」(岩・岸・高・日・陽・月)など一致点が多く、関係深い。^(略称「京」)

(9) 陽明文庫蔵・近衛基滌筆本〔近122・2〕

表紙左肩に「後撰倭詞集」とあるタテ二五・二、ヨコ一七・九センチの一冊本。本文は厚手鳥の子に、一面十行、歌一行、詞書四字下りで書かれている。筆者は奥書に「左僕射(花押)」とあり、同文庫・名和修氏のご教示によれば、その花押ならびに筆跡から近衛基滌^{一六四八}にまちがいないとのこと。基滌の左大臣在任中の延宝四年^{一六七六}元禄三年^{一六九〇}の書写本である。奥書は後掲^{六十}。^(略称「陽」)

(10) 陽明文庫蔵本〔近244・37〕

表紙左肩題簽に「後撰和哥集 下」^{上巻は}とある袋綴の二冊本。江戸中期写。書式・内容ともに(9)とま

まったく等しいものである。

(11) 陽明文庫蔵・応円満院筆本

応円満院・近衛基熙の書写になる(9)と同じ書式・内容からなる一冊本。但し、巻八の半ばかりは別筆となる。なお、(9)(10)(11)の陽明文庫蔵の三本は、すべて書写様式・本文・奥書ともに相似しており、親子ないしは兄弟本のように考えられるが、ともにその本文・奥書からみて、(3)高松宮家本の転写本かと想像される。

(12) ノートルダム清心女子大学蔵・伝月樵筆本〔一六三〕

本書はもと黒川家の所蔵にかかり、昭和二十七年他の一群の歌書類とともにノートルダム清心女子大学の有に帰したものである。その体裁は、タテ二十七・五、ヨコ十九・三センチの袋綴の一冊本。表紙は縹色鳥の子。その左上の丹色竜文の鳥の子小短冊の題簽に「後撰和歌集」とあり、本文と同筆かと思われる。また、表紙右上には「貳拾九 連歌師月樵筆」と黒川真道の墨書がある。月樵は堺在住の連歌師で近世ごく初期の人。堺市立図書館のご教示によると、月樵なる人は、続浪華郷友録（毛生必華編）の計の部に「月樵 画通称村田月樵」とあり、また浪華名流記（三宅子幹編）の繼流部に「月樵 住本町浄照坊善詩」とあるとのこと。堺の連歌師で歌人でもある月招、あるいは江州の画人張月樵などとの関係は不明というしかなく、その履歴などについては今のところ明らかにしえなかった。さて、本文の書写は江戸初期ごろで伝承筆者とはほぼ同時代のものと思われる。本文用紙は薄様の楮紙。

書写には、一面十行、歌一行書き、詞書三字下りの様式をとっている。墨付は一九六枚、頭尾に各一葉の遊紙がある。なお、その頭遊子の裏には、タテ九糎、ヨコ二・八糎の鳥の子紙が貼付され、それに次のように記されてある。

堺連哥師月樵法師

遠鹿

ねさめする我涙をもさそひけり
鹿の音をくる峯の秋かせ

樵

墨付第一紙表の右下に「黒川真頼藏書」「黒川真道藏書」の黒川家歴世の単面長方朱印を押し、右上には「春上ふる雪の四半巳」の極札が貼つてある。(略称)

B類本の概要は以上のであるが、それについて注目されることは、一つにはこれら諸伝本の筆者に二条家歴世の人人が擬せられていることの多い事実である。それは定家自筆の原本が二条家に伝えられていたらしいこと述後と表裏の關係にあり、それらの諸伝本が何らかの意味で二条家と深い關係があったからであろう。そういった事情からか、B類本の本文は、二条家以外に伝えられる機会が少なかつたらしく、あまり一般に流布しなかつたようである。しかしそのために、かえって書写年代の早い伝本や、定家自筆本の転写など系譜の明らかな伝本などが伝存するという結果をまねき、比較的純粋な本文が今日得られることは幸いである。

また、注目すべき第二の点は、以上の諸本がその奥書類として、おおむね(A)・(B)・(C)の三種のうちのいくつかを有しているということである。しかもそれは一・二の例外を除けば、B類本以外の諸本にはみられないものである。この三種の奥書類はB類本特有のものといつてよいと思われる。

第三には、諸本は共通の墨朱二様にわたる勘注を有していることが注目される。これについては後に詳述する

さらに、以上の諸本は、その書写様式・本文内容から、その系譜がある程度見極められそうで、その一、二については右に指摘しておいた。が、その詳細については、本書翻刻者の雑賀美枝氏が別稿を用意されているので、それに譲り今は省略に従いたい。

四

さて、次にB類本の成立の問題について考えてみたいと思うが、右に述べた奥書類のうち(A)はその成立についての識語であるので、ここからその足掛りが得られよう。

すなわち、(A)によれば、まずこの本は「以参議定家所令書写也」とあることによって、定家の書写したものであることは明らかである。しかも、それは、「参議定家」とあるところから、定家の参議在任中——建保二年^{一四二〇}二月十一日以降、貞応元年^{一一九一}三月八月十六日以前に書写されたものであると知られる。それでは、「所令書写也」とあるが、定家にこの本の書写を命じた人は誰なのであろうか。それについて、日野西資孝氏は、その筆致から「恐らく書写を命じた人は高貴の者であつたろう」と推定された。が、岸上慎二先生は、書陵部蔵・東常縁筆本後撰集〔503・83〕^{貞応元年本}に、その校合本奥書として、

可為末代証本之故以参議定家

所令書写也

於勘物者少々加之了

とあるところから、その下命者は順徳院一一九七
一二四二であろうと想定され、さらにこの本に多い墨朱二様の勘物について、「筆者定家の勘物は『墨』で、帝自らの附加注は『朱』で示されてゐるやうに思はれる」と推定された。その後、小松茂美博士は、前掲の(1)小汀利得氏藏本に、

此奥書同順徳院以宸筆令勘付給云、

此集萃 村上天皇繪言大中臣能宣

清原元輔 源順 紀時文 坂上望城

於昭陽舍選型盛五人
是也

とあり、「此奥書同」の「同」は、この(B)の奥書に先立つ奥書(A)、および朱勘物が順徳院の手になるものであることを明示していると解釈され、岸上慎二先生の説に傍証を与えられた。さらには、この種の記載をもつものとして、私は、昭和三十九年五月東京美術倶楽部における古典入札会に出品された八代集——「展観入札目録」番号五九——の奥書に、天福二年本の奥書について、前記の奥書(C)があり、続いて次の奥書が記されているのを見した。

延慶三年四月十四日以家之証

本書写校了

勘物 順徳院御筆諫議大夫中郎將藤
墨中納言入道在判

村上天皇天曆五年十月晦日

撰者 坂上望城 源順 紀時文 於梨壺
大中臣能宣 清原元輔 撰之

于時不省老眼 顔齡七十六 寛阿書之

永正十一年五月六日

この奥書は転写に際してやや乱れを生じたものようではあるが、とにかく「朱勸物 順徳院御筆 墨中納言入道」という記載は、勸物の朱が順徳院の手になり、墨筆が定家のものであることを証する資料である。

以上によって、この本の書写を定家に下命した人は順徳院であること、および奥書の(A)と(B)とは順徳院の識語であること、また勸物の墨は定家、朱は順徳院であるということがほぼ確定的に言いえようかと思う。

ところで、順徳院には八雲御抄の著作があり、それには少なからず後撰集についての記述が成され、また本文 おもに作者名表記 も引用されている。そこで、御抄によって、B類本と順徳院との関係というものをさらに調査検討しておきたい。以下所引の八雲御抄本文は久曾神博士「校本八雲御抄とその研究」による。なお、(二)本文(2)作者については、「後撰集定家無年号B類本の成立」(「語文」第十八輯、昭和三十九年六月)に発表したものと重複する。

(-)関係記事

(1)「歌員数 後撰廿卷千四百廿」(卷二・作法部、一撰集)

拾芥抄・後撰集正義にもこの歌数を記しているが、他の記録、諸系統本にこの歌数のものはなく疑問である。算合の誤、誤写なども考えられる。B類本は一四二六首である。

(2)「後撰 天曆五年十月於三梨壺二和三万葉集」、以三藏人少将伊尹二為二和歌所別当二和歌所根、源是也 能宣、元輔、順、

時文、望城撰レ之」(卷二・作法部、一撰集)

この撰者五人の序列は、順徳院の識語と想定した前記奥書(B)と同順である。なお、この序列をとる

ものに、後拾遺集序・定家天福本奥書・拾芥抄があり、これに対して順集は元輔、時文、能宣、順、望城、清輔袋草紙・和歌現在書目録は望城、順、時文、能宣、元輔の順である。

(3) 「部次第

後撰^{春上} 恋四^{春中} 恋五^{春下} 雜^夏 雜^{秋上} 雜^{秋中} 雜^{秋下} 冬^{恋一} 恋二^{恋三}」(卷二・作法部、一撰集)

諸本ともこの部立の順序である。なお、部立名は略称と思われるので考慮の外であらう。

(4) 「以^二連歌^一成^レ歌有^レ例^{後撰}」(卷二・作法部、一撰集)

B 類本にはその旨の注記類はない。なお、俊賴髓腦に「白露のおくにあまたのこゑすなり花のいろありとしらなむ 是は後撰の連歌なり」(293の歌)とある。

(二) 本文

(1) 歌詞

① 「後撰 かりこそなきて秋とつぐなれ。又をぎの葉の秋とつけつるなどいへり」(卷一・正義部、歌合子細)

本文異同…かりこそなきて―かくこそ鴈の(堀)。つぐなれ―つけつれ(A B 天保堀片荒)。をぎ―萩(保)。をぎの葉の―に(A 天保堀片荒鳥)^{Bのみ}。同文。「かりこそ」云云は358下句、「をぎの葉」云云は220・三句。

② 「後撰の歌に つらからぬ中に有こそうしといへなどとれるたぐひ」(卷六・用意部・第四に古歌をとる事)^{うとし(書後部本、為家本、流布本)}